

富谷市重度心身障がい者等自動車燃料費助成券

どんな制度ですか？

○4月から翌年3月までの1年間に、最大18,000円分の燃料費助成券を交付します

※申請月により交付枚数が異なります

○燃料費助成券は1枚500円となっており、1月当たり3枚(1,500円)を交付します

対象者はどんな人ですか？

○富谷市住民基本台帳に登録されている18歳以上(医療的ケア児を除く)の在宅の方で、下記のいずれかに該当する方

- ①身体障害者手帳の障害程度が1種1級または1種2級に該当し、障害区分が上肢・下肢・体幹・移動機能障害単独で1級または2級に該当する方
 - ②身体障害者手帳の障害区分が視覚・腎臓・呼吸器・心臓・ぼうこうまたは直腸・小腸・免疫・肝機能障害単独で1種1級に該当する方
 - ③精神障害者保健福祉手帳1級に該当する方
 - ④療育手帳Aに該当する方
 - ⑤人工透析療法を受けている特定疾病療養受療証の受領者
 - ⑥在宅酸素療法者酸素濃縮器利用助成金の受給者
 - ⑦厚生労働大臣が定める医療行為を受けている医療的ケア児の同居家族の方
- ※**次の項目にあてはまる方は、上記の要件を満たしていても、対象にはなりません**
- ・「とみはす」「福祉タクシーユ用券」の交付を受けている方
 - ・施設に入所されている方

どのように使いますか？

○助成券は切り離さずに、冊子のまま取扱事業者へ提示の上、利用額を申し出てから給油してください

○一度に利用できる枚数に制限はありません

○自動車燃料費助成券の額面を超える給油の場合、差額は現金でお支払ください

○自動車燃料費助成券の額面未満の給油の場合、つり銭は出ません

○自動車燃料以外には使用できません

どのお店で使えますか？

市内の富谷市重度心身障がい者等自動車燃料費助成券取扱事業者は下記のとおりです(地名順)

事業所名	所在地	電話番号
スーパー セルフ あけの平SS/遠藤商事(株)	富谷市あけの平一丁目2番地1	725-7756
ENEOSモビリニア仙台富谷店/株ENEOSモビリニア	富谷市上桜木一丁目1番地4	779-1225
コスモ石油 富谷給油所/有松田商店	富谷市富谷一枚沖87番地1	358-2531
みちのく石油SS/株みちのく観光	富谷市富谷大清水下28番地1	358-5055
blue gas 富谷営業所/株コマレオ	富谷市富谷北裏44番地1	358-4141
EneJet新富谷ガーデンシティ店/カメイ(株)	富谷市成田一丁目6番地14	351-6312
エコ・ス富谷/株アベキ	富谷市成田九丁目6番地1	351-5172
ENEOS 富谷バイパス店/増森屋石油(有)	富谷市ひより台一丁目43番地15	358-4926

【申請・お問い合わせ先】

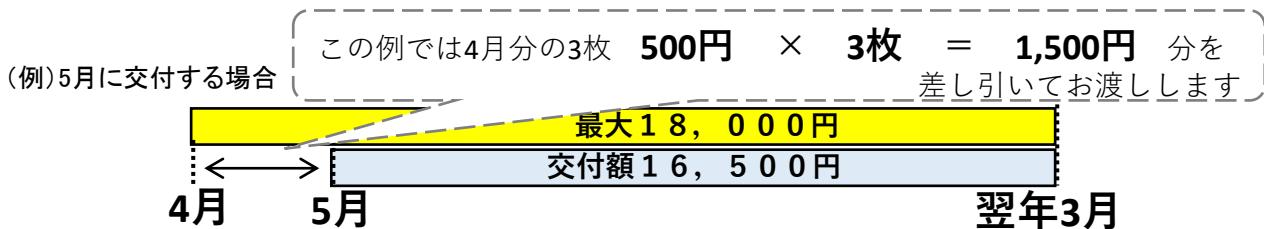
地域福祉課

TEL 022-358-3294

ご注意ください！

1. 申請月と交付枚数について

助成額は年間最大18,000円分ですが、燃料費助成券は申請月分からの交付となります。交付する利用券は1月につき3枚となりますので、例えば5月に申請した場合、4月分の3枚を差し引いてお渡しすることになります。※有効期限は、申請した月の属する年度末(3月31日)までです。



2. 新規申請・更新について

新規申請の方は下記の物をお持ちの上、ご申請ください。

※新規申請後、翌年度以降は自動更新となります。対象の方には毎年3月下旬頃書留郵便にて燃料費助成券を送付します。

《お持ちいただく物》

以下のいずれかの“原本”

- ・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳
- ・特定疾病療養受療証(人工透析の方)
- ・自立支援医療(更生医療)受給者証
- ・身分証明書(在宅酸素療法者・医療的ケア児の同居家族の方)

車検証(本人または同居家族が所有し、本人または同居家族が運転する自家用自動車のもの)

運転免許証(運転者のもの)

※代理人の申請も可能です。委任状と代理人の方の身分証明書(運転免許証・マイナンバーカード等)をお持ちください。

《受付時間・場所》

時 間:8時30分～17時15分(土日・祝日・年末年始除く)

場 所:富谷市役所1階 保健福祉部地域福祉課

3. 登録車両の変更について

自動車燃料費助成券は、登録車両以外への給油には利用できません。登録車両を変更する場合は改めて手続きが必要です。上記の《お持ちいただく物》に加え、燃料費助成券の“原本”をお持ちください。

4. 再交付について

燃料費助成券を失くした場合、再交付はできません。ただし、汚れたり、破れたりしてしまった場合は手元にある燃料費助成券と新しい燃料費助成券を交換することができます。上記の《お持ちいただく物》に加え、破損・汚損等をした燃料費助成券の“原本”をお持ちください。

5. 返還について

次のような場合は、燃料費助成券を返還いただきますようお願いします。

- ・対象者が亡くなった場合(ご遺族の方は返還手続きをお願いいたします)
- ・施設に入所した場合(短期入院、短期入所や通所の場合は問題ありません)
- ・富谷市から転出する場合
- ・有効期限が過ぎてしまった場合

※福祉タクシー利用券との年度途中での切り替えはできません

6. その他

他人への譲渡や貸与、売買など不適切な使用は固く禁止されております。

万が一、不正な申請や使用が発覚した場合は、燃料費助成券を返還していただくとともに、以後の交付が停止されますのでご留意願います。